

高知県埋蔵文化財センター年報

第9号

1999年度

財団法人 高知県文化財団
埋蔵文化財センター

高知県埋蔵文化財センター年報

第9号

1999年度

財団法人 高知県文化財団
埋蔵文化財センター



田村遺跡群 D1・I2調査区全景（西より）



田村遺跡群出土 掘立柱絵画土器



I2区出土 銅矛



林口遺跡 蝙蝠扇



具同中山遺跡群 丸柄出土状態

序

平成11年度の事業としては、受託事業23件・派遣事業12件を実施致しました。平成10年度は大規模かつ広範囲な範囲の調査が集中しておりましたが、転じて平成11年度において総発掘面積は大幅に減少し、調査報告書作成のための整理作業件数の増加や平成14年開催の国体関連派遣事業における調査面積増がみられ、事業としては前年度をピークとして調査面積は減少し、調査後の整理作業等が急ピッチで進められている段階にあり、発掘調査から整理作業へと移行した年度でありました。

受託事業としましては、高知空港再拡張整備事業に伴う田村遺跡群の第二次調査や、建設省の土佐市バイパス・中村宿毛道路建設に伴う調査が発掘調査の主体で、四国横断自動車道（高知自動車道伊野～須崎間）の建設に伴う調査については、居徳遺跡群を中心とした膨大な出土遺物等の整理作業が進行しております。また、派遣事業につきましては鏡村の小浜城跡や春野町の木塚城跡などの中世城館跡の調査や、その他市町村事業への調査指導及び応援派遣等が行われております。

調査のなかで、田村遺跡群においては人面動物形土製品や掘立柱建物の描かれた絵画土器、埋納銅矛など弥生人の精神生活が推し量られる資料が出土しています。また土佐市バイパスの林口遺跡からは室町時代の蝙蝠扇など貴重な出土資料が得られています。この他、木塚城跡は南北朝期の城跡であることが確認され、小浜城跡では戦国時代の根太遺構が確認されるなど高知県における中世城館跡の変遷をたどるうえで特筆される重要な成果もみられました。

普及啓蒙事業として、平成11年度には「出前考古学教室」と「高知の遺跡速報展」の二つの事業を行いました。「出前考古学教室」は、調査員が小・中学校に出向いて埋蔵文化財に関する授業を行い、地域の歴史等への興味と関心を深めてもらうことをねらいとするもので、初年度は南国市内の小・中学校計10校を対象に行いました。また「高知の遺跡速報展」については県立美術館において開催し、3,993人におよぶ県民の皆さまに平成8～10年度の調査成果を見学していただくことができました。また、宿毛市では宿毛市立宿毛歴史館と共催で「土佐の発掘展」を開催し、941人の皆様方に埋蔵文化財にふれていただくことができました。埋蔵文化財は国民の共有財産でもありますので、今後ともより多くの方々に調査の成果を公開するために努力してまいりたいと存じます。当センターは現在、開設10年目を迎えようとしております。また、21世紀への節目の時期に該当しております。次年度以降には、センターの増築等の施設整備も計画されており、より身近な埋蔵文化財センターとして機能できますよう、取り組みを行いたいと存じます。今後とも一層のご理解とご指導を頂けますようお願い申し上げます。

平成12年12月

財団法人 高知県文化財団
埋蔵文化財センター
所長 門田 伍朗

目次

序

財団法人高知県文化財団	1
1. 財団法人高知県文化財団の概要	
2. 財団法人高知県文化財団の組織	
埋蔵文化財センター	3
1. 埋蔵文化財センターの概要	
2. 埋蔵文化財センターの組織	
年間の事業内容	5
1. 発掘調査事業	
2. 発掘調査報告書刊行・資料管理事業	
3. 普及啓発事業	
4. 研修事業他	
5. 埋蔵文化財センター情報管理システム	
各遺跡の発掘調査概要	21
条例・規則・規程等	31
1. 高知県条例・規則	
2. 財団法人高知県文化財団規程	

例言

1. 本書は財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターの平成11年度（1999）事業の概要をまとめたものである。
2. 発掘調査については、当センターの受託事業、派遣事業のうち主要なものを収録した。
3. の発掘調査概要報告については、各担当者が執筆した。その他の執筆及び編集については山本哲也が行った。

財団法人高知県文化財団

1. 財団法人高知県文化財団の概要

(1) 設立趣旨

近年，所得水準の向上や自由時間の増大など社会経済情勢の変化を背景に，芸術文化活動に直接参加し，或いは歴史的・文化的遺産に自ら親しむことを通じて，生活の中に潤いとやすらぎを求めるといふ県民の文化的ニーズがかつてなく高まってきている。

このような時代のすうせいの中で，これからの文化行政は，より県民の期待に応えるものでなければならないが，特に，その推進に当たっては，単に行政のみが主導していくのではなく，行政と民間がそれぞれの叡知，力を出し合い，一致協力していくことが何よりも必要である。

高知県文化財団は，こういった使命と目的のもとに，県民文化の振興に資する芸術文化関連諸事業を，県，市町村，民間の力を幅広く結集して，総合的，体系的に運営実施すると共に，県民の文化活動の拠点となる各種の芸術文化施設についてもその特性を活かし，公共性を確保しつつ，県民サービスの向上につながる柔軟で弾力的な管理運営を行うなど，今後の本県の芸術文化活動の推進母体としての役割を担おうとするものである。

(2) 事業内容

- 音楽，演劇，美術その他の芸術文化事業
- 教育，学術及び文化の国際交流事業
- 歴史民俗資料館，美術館等芸術文化施設の管理運営事業
- 埋蔵文化財の調査研究，整理保存，展示等の事業
- その他文化振興に関する事業

(3) 設立年月日

平成2年3月28日

(4) 事務局所在地

高知県高知市高須353 - 2
高知県立美術館内

2. 財団法人高知県文化財団の組織

(1) 財団組織

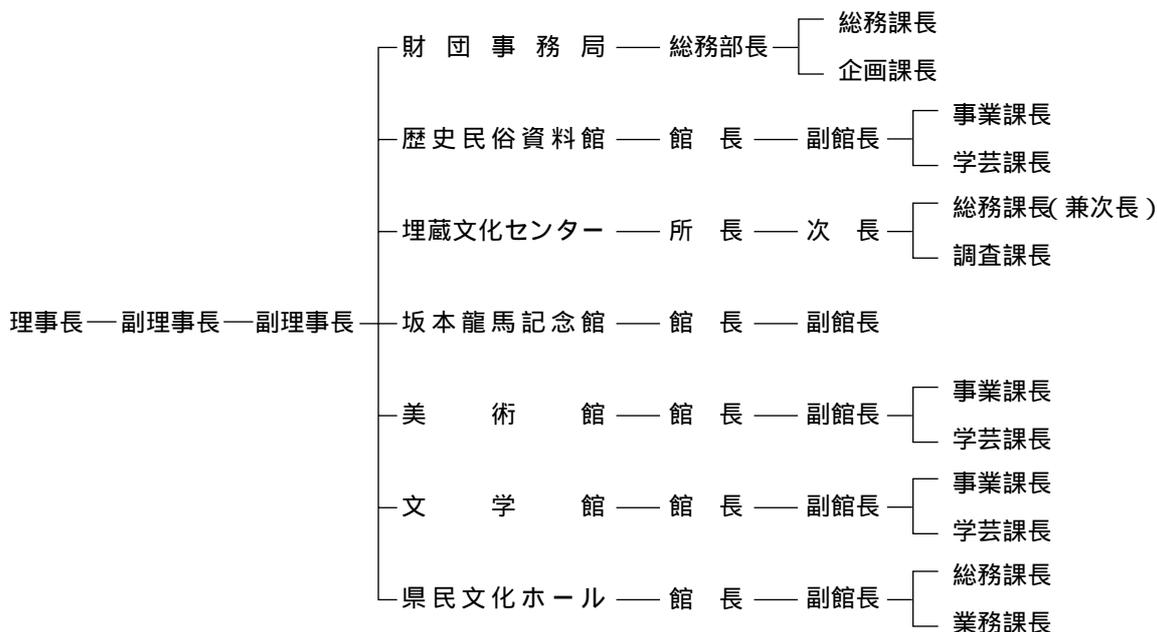
理事会会員

理事長1名 副理事長1名 専務理事1名 理事9名 監事2名

事務局

総務部長（専務理事）- 総務課長 - 事務職員

財団組織図



(2) 財団役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本大二郎	県知事
副理事長	濱田耕一	四国銀行会長
専務理事	山崎聖彦	県文化環境部参事
理事	松尾徹人	県市長会会長
理事	野島民雄	県町村会会長
理事	橋井昭六	高知新聞社会長
理事	竹村維早夫	高知商工会議所副会頭
理事	樋浦啓悟	高知銀行頭取
理事	吉良正人	県教育長
理事	兵谷芳康	県総務部長
理事	池田憲治	県文化環境部長
理事	近藤美佐	高知地方裁判所民事調停委員
監事	高野拓男	高知市収入役
監事	杉本善雄	四国銀行公務部長

埋蔵文化財センター

1. 埋蔵文化財センターの概要

(1) 設立趣旨

財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターは、高知県における埋蔵文化財の調査研究及び資料の保存管理を行うと共に、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図り、本県の文化振興に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

埋蔵文化財の発掘調査

県内における遺跡の発掘調査を行い報告書を刊行する。

埋蔵文化財の保存管理

発掘調査による出土遺物、調査記録等の管理及び保管を行う。

埋蔵文化財の研究・普及啓発

埋蔵文化財について調査研究を行うと共に、その成果をもとにした出土遺物の公開展示、現地説明会及び展示会の開催等により、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図る。

埋蔵文化財に関する資料収集及び情報提供に関すること

高知県立埋蔵文化財センターの管理・運営に関すること

(3) 設立年月日

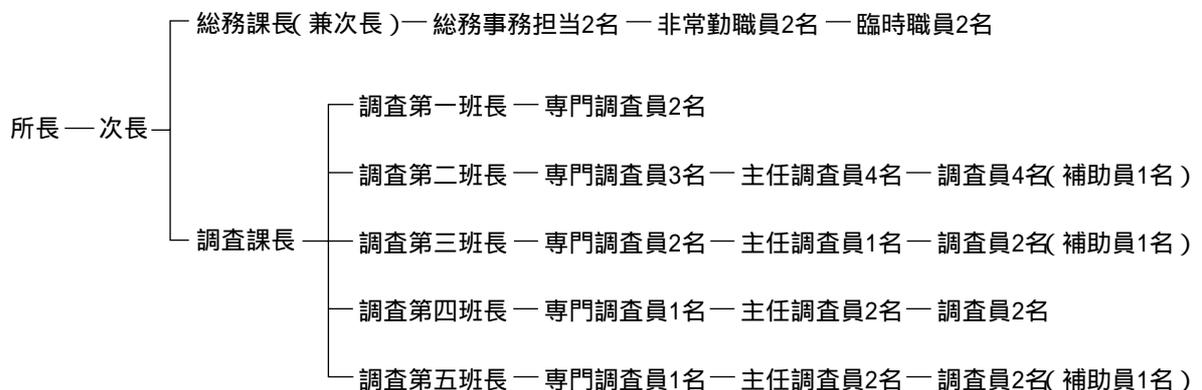
平成3年4月1日

(4) 埋蔵文化財センター所在地

高知県南国市篠原南泉1437 - 1

2. 埋蔵文化財センターの組織

(1) 埋蔵文化財センターの組織図



(2) 埋蔵文化財センター職員

	所 長	河崎 正幸	高知県文化環境部参事	
	次長兼総務課長	島内 信雄	高知県文化環境部文化環境政策課主任(2種)	
総務担当	主 任	山本三津子	高知県文化環境部文化環境政策課主任	
	主 幹	大原 裕幸	高知県文化環境部文化環境政策課主幹	
	非常勤職員	浅井 慎介	高知県文化財団非常勤職員	
	非常勤職員	榊 琴美	高知県文化財団非常勤職員	
	臨時職員	山本 友子	高知県文化財団臨時職員	
	臨時職員	北村 宜子	高知県文化財団臨時職員	
	調 査 課 長	西川 裕	高知県文化環境部文化環境政策課主任(3種)	
調査担当	調査第一班	調査第一班長	山本 哲也	高知県教育委員会文化財保護室主任(4種)
		専門調査員	田坂 京子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専門調査員	山本 雄介	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
	調査第二班	調査第二班長	森田 尚宏	高知県教育委員会文化財保護室主任(4種)
		専門調査員	小島 恵子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専門調査員	泉 幸代	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専門調査員	名木 郁	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	浜田 恵子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	前田 光雄	高知県教育委員会文化財保護室主幹
		主任調査員	堅田 至	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	山田 和吉	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	坂本 憲昭	高知県文化財団職員
		調 査 員	吉成 承三	高知県文化財団職員
		調 査 員	坂本 裕一	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	小野 由香	高知県文化財団職員
	調査第三班	非常勤職員	川端 清司	高知県文化財団嘱託職員
		臨時職員	盛田 和子	高知県文化財団臨時職員
		調査第三班長	出原 恵三	高知県教育委員会文化財保護室主任(4種)
		専門調査員	大野佳代子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専門調査員	佐竹 寛	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	松村 信博	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	藤方 正治	高知県文化財団職員
	調査第四班	調 査 員	曾我 貴行	高知県文化財団職員
		調査補助員	山本 純代	高知県文化財団嘱託職員
		臨時職員	岡宗 真紀	高知県文化財団臨時職員
		調査第四班長	廣田 佳久	高知県教育委員会文化財保護室主任(4種)
		専門調査員	高橋 厚彦	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	伊藤 強	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主任調査員	畠中 宏一	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	田中 涼子	高知県文化財団職員
調査第五係	調 査 員	下村 裕	高知県文化財団職員	
	臨時職員	市村 敏江	高知県文化財団臨時職員	
	臨時職員	大橋 真弓	高知県文化財団臨時職員	
	調査第五係長	松田 直則	高知県教育委員会文化財保護室主幹	
	専門調査員	小嶋 博満	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事	
	調 査 員	江戸 秀輝	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事	
	主任調査員	池澤 俊幸	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事	
調査第五係	調 査 員	筒井 三菜	高知県文化財団職員	
	調 査 員	久家 隆芳	高知県文化財団職員	
	非常勤職員	武吉 眞裕	高知県文化財団嘱託職員	

年間の事業内容

1. 発掘調査事業

四国横断自動車道(伊野～須崎間)建設に伴う発掘調査は、一部の範囲を除いてほぼ終了し、調査後の整理作業へと移行した。また高知空港再拡張に伴う田村遺跡群の調査についても、調査面積は前年度の約51%に減少し、大規模開発に伴う発掘調査はピークを越したことになる。一方で、現地調査の完了等に伴って整理作業件数が急増し、調査報告書作成完了までのタイムスケジュールのなかで正念場を迎えたことになる。平成11年度の職員総数は前年度と同様の38名体制で、職員内訳としては県知事部局派遣職員5名(所長・次長兼総務課長・総務課職員2名・調査課長)、調査課職員33名(4班1係・県教委派遣職員6名・派遣教職員18名・財団プロパー職員9名)の構成である。

事業内容としては、受託事業23件・派遣事業12件の計35件を実施した。発掘調査の受託事業が16件・整理及び報告書作成のみの受託事業が7件で、市町村への派遣事業については、発掘調査10件・整理及び報告書作成にかかわるもの2件であった。受託事業の発掘調査面積は41,320㎡で、前年度の受託調査面積111,902㎡の約37%に該当し、大幅に縮小している。調査面積減の理由は、先にもふれたように四国横断自動車道建設に伴う発掘調査事業の現地調査が終了したことに起因している。受託事業面積のうち高知空港拡張に伴う田村遺跡群の発掘調査が26,025㎡で受託事業総面積の63%に、土佐市バイパス建設に伴う調査が6,784㎡で16%、建設省の中村宿毛道路建設に伴う具同中山遺跡群の調査が4,470㎡で約11%、その他県関係等の調査が約10%に該当し、運輸省及び建設省関係の調査が全体の90%を占めている。また、本発掘調査と試掘調査の比率に関しては、本発掘調査面積が3,995㎡で全体の97%を、試掘調査面積が1,365㎡で全体の3%余であった。派遣事業については、調査面積25,762㎡で前年度の調査面積3,916㎡に比べて約6.6倍増であり、緊急調査等への派遣が主体であった。調査面積のなかでは、鏡村の小浜城跡が8,000㎡・春野町の木塚城跡が11,000㎡で、両中世城跡の調査面積計19,000㎡は全体の約74%に該当している。

県及び市町村教育委員会の発掘調査は46件で、緊急調査9件・試掘確認調査36件・学術調査1件であり、調査面積は40,148㎡であった。このうち緊急調査の面積は28,691㎡で全体の71%余であり、また埋文センターの派遣事業でもある小浜城跡・木塚城跡の調査面積が緊急調査の66%を占める割合となつている。なお、立会調査については14件で、調査面積は6,621㎡であった。その他、遺跡踏査による現地確認調査・分布調査等も行われている。なお、市町村への埋蔵文化財担当職員の配置等により、調査件数も増加している。

埋文センターの調査面積と県及び市町村教育委員会の発掘調査面積の合計は81,468㎡で、平成11年度の高知県における総発掘調査面積(ただし、立会調査等による調査面積を除く。)である。埋文センターが関係した調査面積は、受託調査面積だけでも県及び市町村教育委員会の発掘調査面積を上回り、全体の82%に達する。

(1) 受託事業

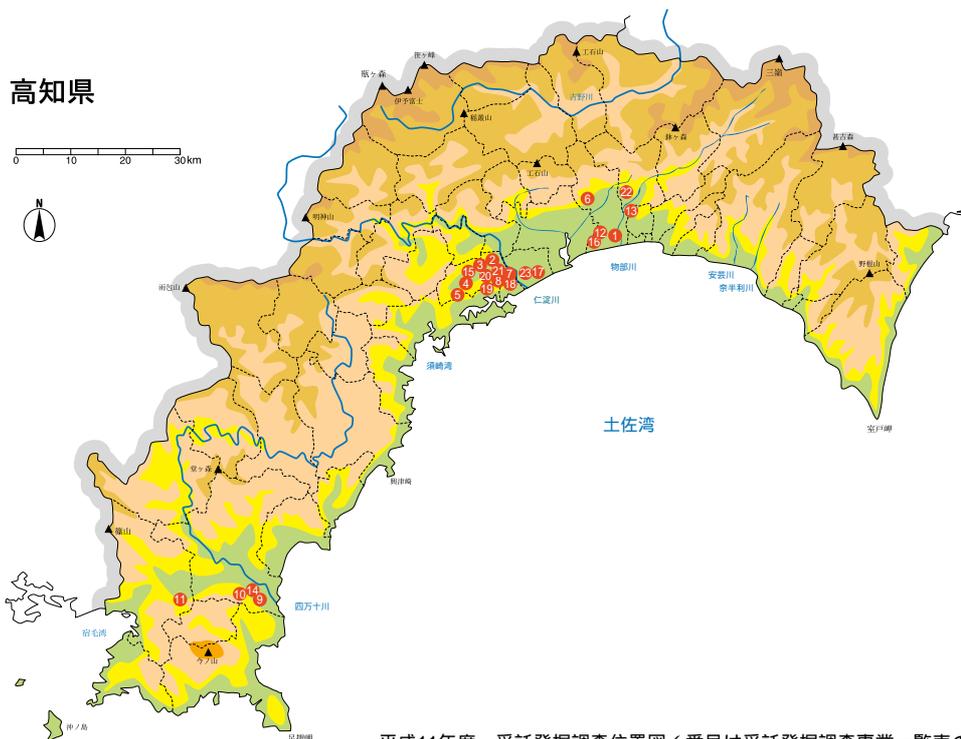
平成11年度の受託事業は23件、発掘調査面積は41,320㎡であった。受託件数の内訳としては、発掘調査の受託事業が16件・整理及び報告書作成のみの受託事業が7件(建設省2件・公団5件)で、昨年度と比較して件数では3件の増加ではあるが、調査面積は減少している。原因者別では、国10件(建設省9件・運輸省1件)・日本道路公団6件・県7件で、事業種別としては空港建設1件・道路建設21件・河川改修1件の内容であり、公共事業関連の委託なかでも道路建設関係が圧倒的に多い(国9件・公団6件・県6件)。発掘調査の受託事業では、四国横断自動車道建設(南国～須崎間)に伴う調査が調査後の整理作業へとほぼ移行したこともあり、建設省と運輸省からの委託による調査が主体である。また整理及び報告書作成に係る受託事業としては、道路公団関係を中心と

している。国・公団からの委託については、事業者との直接委託契約を行ったものではなく、県教育委員会からの再委託方式である。なお受託事業の細別については、運輸省からの委託が高知空港再拡張に伴う田村遺跡群の調査で1件、建設省からの委託が土佐市バイパス建設に伴う調査として6件、中村宿毛道路建設に伴う調査が3件で、道路公団関係としては四国横断自動車道建設（南国～須崎間）関連が6件、他は県からの委託事業7件であり、実質的には、国・公団から4事業16件・県から7事業7件の内容であった。

高知空港拡張整備事業に伴う田村遺跡群（南国市田村）の調査では、弥生時代の集落関連遺構が増加し、集落構造の解明へと繋がる住居跡・濠・溝・土坑などの遺構が検出された。また、埋納銅矛の検出や人面動物形土製品・高床建物が描かれた土器片の出土などの成果も得られている。この他、縄文後期中葉の鐘ヶ崎式土器・打製石斧・石錘などを含む縄文期の遺構や、中世・土佐の守護代であった細川氏の居館である田村城館跡の外堀の延長部などが検出されている。田村遺跡群の調査は、前年度よりもさらに調査面積が減少し、調査はいよいよ終盤を迎えようとしている。全国的に注目される遺跡として関係資料の蓄積とさらなる調査成果が期待される。

建設省関係では、土佐市バイパス建設に伴う調査と高規格中村宿毛道路建設に伴う調査が行われている。土佐市バイパス関係では、土佐市の林口遺跡から林口城跡に関連する土橋・堀状の溝・階段状遺構・柱穴等が検出され、溝跡からは12世紀後半～13世紀のものと思われる蝙蝠（かわほり）扇の骨部が出土するなど貴重な成果が得られている。また、土佐市・蓮池城跡北面遺跡では中世の畑作に関連するとみられる畝状遺構が検出されており、注目される。中村宿毛道路建設関係では、中村市の具同中山遺跡群の調査において弥生～古代の祭祀関連遺構が検出され、祭祀遺物を含む遺物が出土している。調査では古墳時代の掘立柱建物跡の一部が検出され、また古代の丸鞆が出土するなど重要な成果が得られている。

公団関係では、四国横断自動車道建設に伴う調査として土佐市の北高田遺跡の試掘調査が行われたただけである。前年度の調査では、居徳遺跡群から縄文時代の木胎漆器・土偶・鍬などとともに多量の土器類・木製品等が、また古墳時代中期の土器類・祭祀遺物などが出土しており、膨大な資料の整理作業について取り組みが行われている。



平成11年度 受託発掘調査位置図（番号は受託発掘調査事業一覧表の番号と一致）

県関係では、南国市・里改田遺跡，土佐山田町・林田遺跡，中村市・具同中山遺跡群等について県道改良工事に伴う調査が行われている。また，土佐山田町・長谷川丸遺跡，春野町・西分増井遺跡群，新川川流域などで試掘及び確認調査が行われた。このうち，里改田遺跡からは弥生時代後期の住居跡・古代の掘立柱建物跡などが検出されている。また，林田遺跡からは弥生時代後期末～古墳時代初頭の竪穴住居跡・中世の溝跡などが検出された。

平成11年度の受託事業の概要は上記のとおりであるが，前年度と比べて調査面跡が縮小し，現地調査が終了した事業は整理及び報告書作成へと作業工程が進められている。大規模開発事業に伴う調査はさらに調査面跡が減り，今後はこれまでの発掘調査成果をまとめるための事業に比重がおかれるものとみられる。

平成11年度 受託発掘調査事業一覧表

	No.	遺跡名	調査番号	所在地	時代	種別	調査面積 (延べ面積)	調査期間	原因	受託者	備考
発	1	田村遺跡群	99-1NT	南国市田村	縄文～近世	集落跡	26,025㎡	5/11～3/24	高地空港拡張整備	運輸省・県教委	発掘・整備
	2	居徳遺跡群	98-81T	土佐市高岡町乙	縄文～古墳	集落・祭祀	0㎡	-	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	整備
	3	北高田遺跡	98-13KT	土佐市高岡町乙	縄文・弥生	集落跡	0㎡	-	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	整備
	4	北地アルノ木遺跡	98-4TK	土佐市北原北池	弥生～近世	集落跡	0㎡	-	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	整備
掘	5	西鴨地遺跡	98-7TN	土佐市西鴨地	弥生・古代	集落跡	0㎡	-	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	整備
	6	奥谷南遺跡	96-7NOM	南国市岡豊町小蓮	旧石器～近世	集落跡	0㎡	-	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	整備
	7	林口遺跡	99-6TH	土佐市高岡町林口	中世～近代	中世城跡等	5,340㎡	5/9～12/27	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘・整備
	8	蓮池城跡北面遺跡	99-5HK	土佐市真幸町	中世～近代	集落跡	1,091㎡	5/6～6/8 10/4～18	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘・整備
調	9	具同中山遺跡群	99-11GN	中村市具同	弥生～古代	祭祀跡	4,470㎡	5/20～2/16	中村宿毛道路	建設省・県教委	発掘・整備
	10	浅村遺跡	98-15NA	中村市森沢	弥生	祭祀跡	0㎡	-	中村宿毛道路	建設省・県教委	整備
	11	神ヶ谷窯跡	98-2SK	宿毛市平田	弥生・古代	窯跡	0㎡	-	中村宿毛道路	建設省・県教委	整備
	12	里改田遺跡	99-23NS	南国市里改田	弥生～近世	集落跡	684㎡	5/6～8/12	県道土居五台山線	高知県	発掘・整備
査	13	林田遺跡	99-15YH	土佐山田町林田	弥生～中世	集落跡	2,000㎡	9/7～11/23	県道宮ノ口深淵線	高知県	発掘・整備
	14	具同中山遺跡群	99-4GNS	中村市具同	弥生～古代	祭祀跡	345㎡	6/1～8/31	県道中村下ノ加江線	高知県	発掘・整備
試	15	北高田遺跡	99-12KT	土佐市	弥生	集落跡	125㎡	11/25～12/1	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委	発掘・整備
	16	里改田遺跡(杉本地区)	99-14NST	南国市里改田	中世	集落跡	193㎡	10/5～10/15	県道土居五台山線	高知県	発掘
	17	西分増井遺跡群	99-17HN	春野町西分	弥生	集落跡	54㎡	12/6～12/9	一般農道整備	高知県	発掘
掘	18	林口遺跡	-	土佐市高岡町林口	中世～近代	中世城跡等	40㎡	7/14～7/15 9/28	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘
	19	蓮池城跡北面遺跡	-	土佐市真幸町	中世～近代	集落跡	54㎡	1/5	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘・整備
	20	光永・岡ノ下遺跡	-	土佐市真幸町	中世	集落跡	70㎡	1/24～1/25	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘・整備
調	21	野田遺跡	-	土佐市高岡町	中世	集落跡	189㎡	10/19～10/21	土佐市バイパス	建設省・県教委	発掘・整備
	22	長谷川丸遺跡	-	土佐山田町楠目	弥生～古墳	散布地	140㎡	9/17～10/16	県道高知山田線	高知県	発掘
	23	新川川流域	-	春野町秋山他	-	-	500㎡	2/17～3/17	河川災害復旧	高知県	発掘
					計	41,320㎡					

(2) 派遣事業

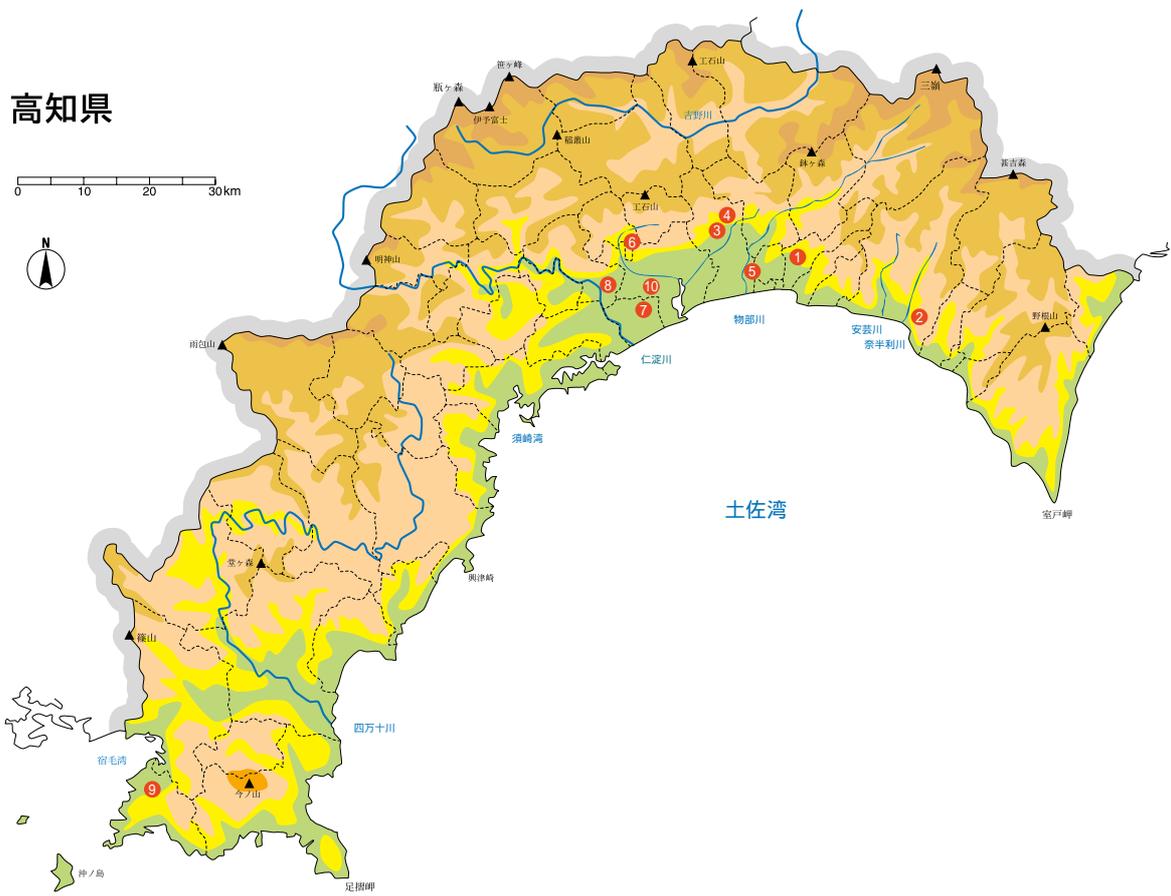
平成11年度の派遣事業は12件で、市町村の緊急発掘調査及び試掘・確認調査への調査指導等が10件、整理及び報告書作成のための短期日の派遣が1件（葉山村）、町内遺跡分布調査への派遣が1件（大月町）である。発掘調査としては、国体関連施設建設に伴う春野町の木塚城跡と鏡村の小浜城跡の調査が調査面跡も広く、且つ派遣日数も多かった。派遣事業での調査面跡は25,762㎡と前年度と比較してはるかに広い。

春野町の木塚城跡では、14世紀前半～15世紀前半の南北朝期の城跡であることが確認され、注目された。曲輪・堀切・切岸などの遺構が検出され、「つぶて」が出土している。また、小浜城跡では戦国時代の城跡で、城跡全域の調査が行われ、堀切・段状遺構・根太遺構などが検出されている。なかでも溝状遺構群である根太遺構の存在は、中世城跡の構造と機能を検討するうえで重要な発見である。小浜城跡は15世紀後半を中心とした時期に機能した城跡であると考えられている。木塚城跡と小浜城跡の調査は、高知県における中世城跡の成立と変遷を捉えるなかで重要な要素を含む成果が得られている。

県及び市町村等による調査は46件で、埋蔵文化財センターからの派遣事業を除くと36件の単独調査が行われている。このうち学術調査と県教委主体の調査を除いた33件の調査が市町村単独事業として実施されており、調査面跡は14,235㎡である。調査件数としては土佐山田町・中村市・高知市で5～6件の調査が行われているが、調査範囲としては、土佐山田町・中村市・葉山村等での調査面積が高かった。市町村での調査員の育成も継続しており、さらに専門職員の配置と市町村での主体事業が増加することが望まれる。

平成11年度 職員派遣発掘調査事業一覧表

No.	遺跡名	所在地	時代	種別	調査面積	派遣人員	派遣期間	原因	市町村名
1	下分遠崎遺跡	香我美町山北10-1 他	弥生	集落跡	1,000㎡	1名	H11 4/5～6/17	体育館改築工事 (緊急調査)	香我美町
2	コゴロク廃寺跡	奈半利町中川原他	古代	社寺跡	1,638㎡	3名	H11・11/8～ H12・2/4	圃場整備事業 (緊急調査)	奈半利町
3	土佐国衙跡	南国市比江字内裏	弥生～ 古代	官衙跡	1,466㎡	1名	H11 5/10～7/25	公園整備事業	南国市
4	泉ヶ内遺跡	南国市植田泉ヶ内	古墳～ 古代	散布地	458㎡	1名	H11 10/12～10/30	農道整備事業 (緊急調査)	南国市
5	上岡遺跡	野市町上岡	近世 (築堤遺構)	散布地	1,200㎡	1名	H12 1/17～3/17	集落排水事業 (緊急調査)	野市町
6	小浜城跡	鏡村字城ノ平	中世	城館跡	8,000㎡	2名	H11・9/27～ H12・3/31	国体施設建設 (緊急調査)	鏡村
7	木塚城跡	春野町西分城山	中世	城館跡	11,000㎡	3名	H11・10/27～ H12・3/31	民間施設建設 (緊急調査)	春野町
8	バーガ森北斜面遺跡	伊野町奥名	弥生	集落跡	800㎡	1名	H11・10/14～ H12・1/31	農道整備事業 (緊急調査)	伊野町
9	ナシヶ森遺跡	大月町弘見字 ナシヶ森	旧石器～ 縄文	原産地 遺跡	200㎡	1名	H11 7/23～11/5	圃場整備事業 (試掘・確認調査)	大月町
10	柏尾山城跡	高知市南治國谷	中世	城館跡	-	3名	H11 4/27～4/28	施設建設(現地調査)	高知市
				計	25,762㎡				



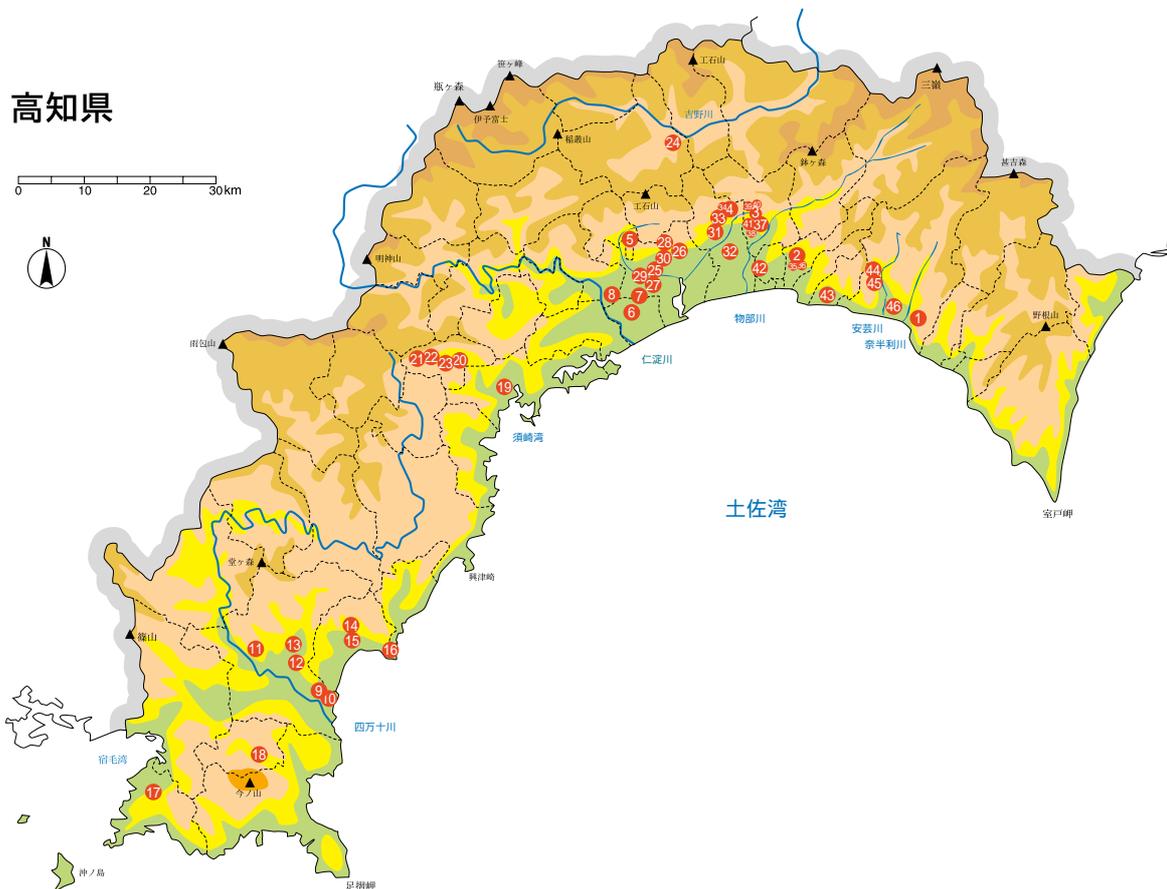
平成11年度 調査員派遣発掘調査位置図（番号は調査員派遣発掘調査事業一覧表の番号と一致）

平成11年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表 1

No.	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	期間	面積
1	コゴロク廃寺跡他	奈半利町中川原他	古代	社寺跡	圃場整備事業に伴う緊急調査	高知県	奈半利町	11/8~2/4	1,638㎡
2	下分遠崎遺跡	香我美町山北10-1他	弥生	集落跡	体育館改築工事に伴う緊急調査	香我美町	香我美町	4/5~6/17	1,000㎡
3	南ヶ内遺跡	土佐山田町新改字南ヶ内	弥生~中世	散布地	圃場整備事業に伴う緊急調査	高知県	土佐山田町	5/14~10/2	2,800㎡
4	泉ヶ内遺跡	南国市植田泉ヶ内795他	古墳~古代	散布地	農道整備事業に伴う緊急調査	高知県	南国市	10/12~11/9	458㎡
5	小浜城跡	鏡村字城ノ平	中世	城館跡	運動公園整備事業に伴う緊急調査	鏡村	鏡村	9/27~3/31	8,000㎡
6	木塚城跡	春野町西分城山	中世	城館跡	民間施設建設に伴う緊急調査	春野町	春野町	10/27~3/31	11,000㎡
7	柏尾山城跡	高知市南治國谷	中世	城館跡	警察用無線中継所建設に伴う緊急調査	四国管区警察	高知市	7/21~8/5	45㎡
8	パーガ森北斜面遺跡	伊野町奥名	弥生	集落跡	農道整備事業に伴う緊急調査	高知県	伊野町	10/14~1/31	800㎡
9	古津賀遺跡群	中村市古津賀	弥生~中世	祭祀跡	都市計画事業に伴う緊急調査	中村市	中村市	5/10~8/20 10/12~1/8	2,950㎡
10	古津賀遺跡群	中村市古津賀	弥生~中世	祭祀跡	都市計画事業に伴う試掘確認調査	中村市	中村市	8/24~9/30	448㎡
11	川登遺跡	中村市川登字タダ野	縄文・室町	散布地	施設建設に伴う試掘確認調査	民間	中村市	4/15~4/20	64㎡
12	八宗田遺跡	中村市安並字八宗田	弥生・古墳	散布地	球場建設に伴う試掘確認調査	中村市	中村市	4/21~4/22	32㎡
13	藤・田の川地区	中村市藤・田の川地区	-	-	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	中村市	1/17~1/27	320㎡
14	奥湊川遺跡	大方町奥湊川	縄文・中世	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	大方町	11/8~1/29	40㎡
15	日原遺跡	大方町口湊川字ヒビ原	縄文・中世	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	大方町	11/8~1/29	86㎡
16	伊の岬遺跡	大方町灘字伊の岬	縄文	散布地	無線中継所建設に伴う試掘確認調査	民間	大方町	2/15~3/2	153㎡
17	ナシヶ森遺跡	大方町弘見字ナシヶ森	旧石器~縄文	原産地遺跡	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	大方町	7/23~11/5	200㎡
18	久繁の墓	三原村下長谷	近世	墓	道路改良工事に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	12/20	5㎡
19	蔭畑遺跡	須崎市池ノ内字蔭畑	中世	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	須崎市	10/4~11/2	201㎡
20	姫野々土居跡	葉山村姫野々444-1他	中世	城館跡	集会所建設に伴う試掘確認調査	葉山村	葉山村	5/17~8/26	600㎡
21	舞ノ川遺跡	葉山村赤木2169	旧石器~縄文	散布地	学術調査	-	岡山大学	8/6~8/13	20㎡
22	繁国寺跡	葉山村永野字寺中	古代~中世	社寺跡	村道改良工事に伴う試掘確認調査	葉山村	葉山村	10/4~10/15	36㎡
23	繁国寺跡	葉山村永野字寺中	古代~中世	社寺跡	公園整備事業に伴う試掘確認調査	葉山村	葉山村	10/18~11/30	3,600㎡
24	八反坪遺跡	土佐町田井字ハイデン	縄文	散布地	店舗建設工事に伴う試掘確認調査	民間	土佐町	1/11~1/17	70㎡
25	高知郭中	高知市鷹匠町2-56	近世	参考地	庁舎建設に伴う試掘確認調査	四国財務局	高知市	4/12	63㎡
26	薊野遺跡	高知市薊野字石井流	古代	集落跡	建物建設に伴う試掘確認調査	民間	高知市	8/2	30㎡
27	神田遺跡	高知市神田字中山北	弥生	散布地	無線中継所建設に伴う試掘確認調査	民間	高知市	8/16~8/25	16㎡
28	松葉谷遺跡	高知市北秦泉寺松葉谷	古代~中世	散布地	宅地造成に伴う試掘確認調査	民間	高知市	10/12~10/15	120㎡
29	柳田遺跡	高知市朝倉南町476-1	縄文~古墳	集落跡	住宅建設に伴う試掘確認調査	民間	高知市	11/19	16㎡
30	高知城跡	高知市丸ノ内	近世	城館跡	下水管理設に伴う試掘確認調査	高知市	高知市	2/7~2/14	40㎡
31	土佐国衙跡	南国市比江字内裏	弥生~古代	官衙跡	公園整備に伴う試掘確認調査	南国市	南国市	4/6~8/13	1,466㎡
32	カド遺跡	南国市下野田字カド・田ノ丸	古墳~平安	散布地	鉄道建設事業に伴う試掘確認調査	鉄道建設	高知県	5/19~5/20	126㎡
33	ハザマガ遺跡 畑ヶ田遺跡	南国市植田	古墳~平安	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	南国市	8/25~1/28	183㎡
34	泉ヶ内遺跡	南国市植田泉ヶ内	古墳~平安	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	南国市	8/25~1/28	1,030㎡
35	下分遠崎遺跡	香我美町下分341	弥生	集落跡	町道整備事業に伴う試掘確認調査	香我美町	香我美町	6/28~9/2	108㎡
36	下分遠崎遺跡	香我美町下分3160	弥生	集落跡	住宅建設に伴う試掘確認調査	香我美町	香我美町	8/22~9/2	72㎡

平成11年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表 2

No.	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	期間	面積	
37	ひびのき遺跡	土佐山田町百石町	弥生～中世	集落跡	町道整備事業に伴う試掘確認調査	土佐山田町	土佐山田町	6/5	8m ²	
38	大塚遺跡	土佐山田町百石町2丁目	弥生～近世	集落跡	店舗建設に伴う試掘確認調査	民間	土佐山田町	9/9	12m ²	
39	西ノ内遺跡	土佐山田町新改字西ノ内	古墳	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	土佐山田町	10/12～10/13	100m ²	
40	屋浦田丸遺跡	土佐山田町新改字屋浦田丸	中世	散布地	圃場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	土佐山田町	10/19～11/26	850m ²	
41	ひびのきサウジ遺跡	土佐山田町百石町	弥生～近世	集落跡	住宅建設に伴う試掘確認調査	民間	土佐山田町	11/16～11/18	20m ²	
42	亀山窯跡	野市町東佐古169-1	平安	窯跡	住宅建設に伴う試掘確認調査	民間	野市町	7/6～7/12	136m ²	
43	堀切遺跡	芸西村堀切	中世	祭祀跡	道の駅建設に伴う試掘確認調査	芸西村	芸西村	2/28～29	56m ²	
44	笹原遺跡	安芸市井ノ口字松原	中世	集落跡	町道整備事業に伴う試掘確認調査	安芸市	安芸市	5/25～26	12m ²	
45	マテダ遺跡	安芸市井ノ口	古墳・中世	散布地	砂防事業に伴う試掘確認調査	高知県	県・安芸市	12/6～12/10	78m ²	
46	中野地区	安芸市川北字中野	-	-	試掘確認調査	-	安芸市	2/7～2/18	1,040m ²	
									調査面積総計	40,148m ²

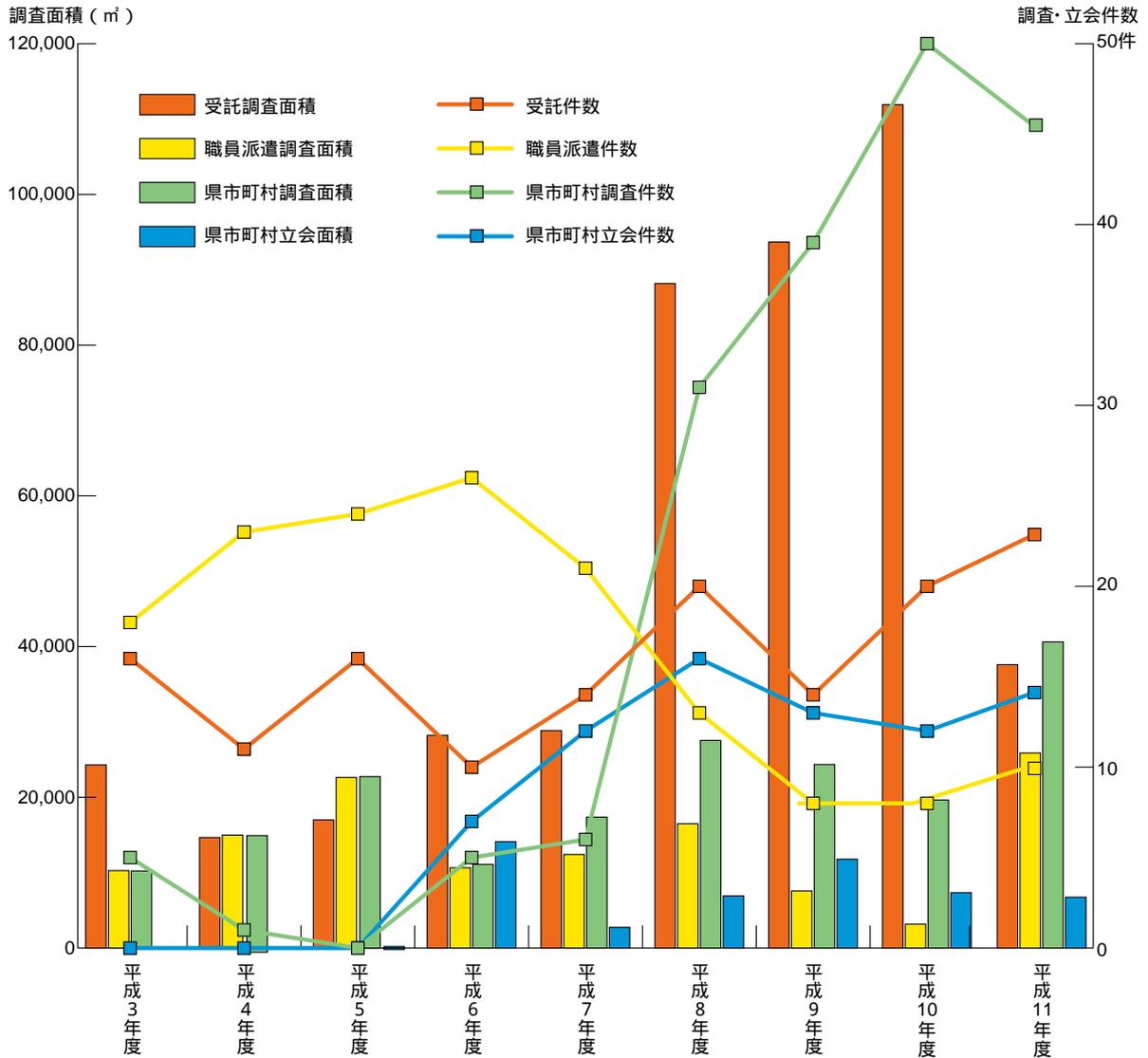


平成11年度 県・市町村教育委員会発掘調査位置図（番号は県・市町村教育委員会発掘調査一覧表の番号と一致）

平成3～11年度の県内の発掘調査件数と調査面積発掘調査一覧表

年度	項目 受託 件数	受託面積	職員派遣 件数	職員派遣 調査面積	調査面積 小計	県市町村 調査件数	調査面積 調査面積	県市町村 立会件数	県市町村 立会面積	調査面積 合計
平成3年度	16件	24,310 m ²	18件	10,270 m ²	34,580 m ²	18件	10,270 m ²	0件	0 m ²	34,580 m ²
平成4年度	11件	14,663 m ²	23件	14,984 m ²	29,647 m ²	23件	14,984 m ²	0件	0 m ²	29,647 m ²
平成5年度	16件	17,010 m ²	24件	22,480 m ²	39,490 m ²	24件	22,480 m ²	3件	150 m ²	39,640 m ²
平成6年度	10件	28,233 m ²	26件	10,650 m ²	38,883 m ²	31件	11,557 m ²	9件	1,372 m ²	41,162 m ²
平成7年度	14件	28,856 m ²	21件	12,412 m ²	41,268 m ²	27件	16,898 m ²	12件	265 m ²	46,019 m ²
平成8年度	20件	88,178 m ²	13件	16,508 m ²	104,686 m ²	32件	27,908 m ²	16件	649 m ²	116,735 m ²
平成9年度	14件	93,675 m ²	8件	7,693 m ²	101,368 m ²	39件	23,114 m ²	13件	1,179 m ²	117,968 m ²
平成10年度	20件	111,902 m ²	8件	3,177 m ²	115,079 m ²	50件	19,647 m ²	12件	7,351 m ²	138,900 m ²
平成11年度	23件	41,320 m ²	10件	25,762 m ²	67,082 m ²	46件	40,148 m ²	14件	6,621 m ²	88,089 m ²

注：平成11年度の県市町村調査面積・件数は、職員派遣調査面積・件数を含んでいる。



2. 発掘調査報告書刊行・資料管理事業

平成11年度の整理作業は、四国横断自動車道関係で土佐市居徳遺跡群・西鴨地遺跡の基礎整理作業と北高田遺跡・北地アリノ木遺跡の整理作業及び報告書の作成が行われた。また、南国市奥谷南遺跡については、旧石器時代の岩陰遺跡から出土した多量の石器資料等についての実測・分析などを中心とした整理作業が行われ、古代の山岳寺院跡や窯跡などが検出されたⅥ・Ⅶ区（古代～近世）の調査成果については報告書が作成された。また、伊野町八田奈路遺跡について報告書が作成された（八田奈路Ⅱ）。土佐市バイパス関係では、基礎整理作業と報告書作成のための準備が行われ、中村宿毛道路関係では神ヶ谷窯跡の基礎整理作業と浅村遺跡の整理作業及び報告書作成が行われ、具同中山遺跡群Ⅱ-1及びⅢ-1・間城跡についての報告書が作成された。県道関係では南国市里改田遺跡の整理作業と報告書の作成が行われ、南国市辺路石南遺跡・五反地遺跡の報告書作成が行われた。なお、高知空港再拡張に伴う田村遺跡群の調査については、出土資料の洗浄・注記・接合・実測と調査資料の基礎整理作業が行われた。

平成11年度の埋文センターの調査報告書としては11冊が刊行され（高知県埋蔵文化財センター調査報告書第42～52集）、例年になく刊行数が多かった。市町村の報告書刊行としては本山町松ノ木遺跡・土佐山田町加茂ハイタノクボ遺跡などについての調査報告書が刊行された。このなかで松ノ木遺跡の調査報告書については、高知県の発掘調査報告書の中では始めて、報告書の全頁（PDF版）が収録されたCD-ROMが添付され、報告書の電子化が試みられていることを紹介しておきたい。なお、埋文センターと市町村の報告書刊行状況については別記一覧表のとおりである。

資料の整理・保管については、発掘調査に伴う整理は進んではいるものの、保管資料の活用のための整理は昨年同様に進展してはいない。なお、平成10年度の埋蔵文化財センター情報管理システムの整備に伴い、遺跡情報管理・収蔵図書情報管理・新聞記事情報管理などの事項については随時更新が図られ、資料整備が進められている。また、その他の情報管理事項についても追加整備していく予定である。

埋蔵文化財センターの施設整備については次年度以降に、現在の埋蔵文化財センターの敷地内及び東側に隣接する教職員住宅跡地に本館及び収蔵庫を建設する計画であり、準備作業が進められている。新たに建設される本館では、保管資料等の公開展示スペースについても盛り込まれており、埋文センターの機能拡張とともに調査資料の公開展示など保管資料の有効活用が可能になることが期待される。

平成11年10月31日より高知県埋蔵文化財センターのインターネット上のホームページが開設され、運用されることになった。ホームページのアドレスは次のとおりである。

<http://www2.net-kochi.gr.jp/~kenbunka/maibun/>

ホームページでは、埋文センターの所在地と業務の内容・施設の概要などが紹介され、県内の主な遺跡・遺物についてのトピックスや情報、考古学コラムなど最新情報が得られるようになっている。また、施設の概要では、大規模発掘調査に伴う発掘調査事務所である高知空港発掘調査事務所（南国市田村）・土佐市発掘調査事務所（土佐市高岡町）・中村発掘調査事務所（中村市具同）について、各発掘調査事務所の概要と調査遺跡の内容について知ることができる。

埋蔵文化財センター情報管理システムへのアクセスについても可能で、遺跡情報管理・収蔵図書情報管理・県内発掘調査情報管理のデータ検索ができるようになっている。また、高知県文化財団関係施設・高知県庁ホームページとのリンクもあり、埋蔵文化財センターのホームページ上から目的のサイトへとジャンプすることが可能である。

インターネットの活用はさらに飛躍し、埋文センターへのアクセス件数も増加するものと予想される。積極的な活用が期待されると同時に、提供情報の質的なレベルアップ、機敏性や正確さが求められ、情報管理面での課題として今後検討を加えて行くことが必要である。

平成11年度 埋蔵文化財センター発行報告書一覧表

シリーズ名	書名	所在地	発行者	編集・執筆者
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第42集	浅村遺跡 (中村宿毛道路)	中村市森沢	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	久家
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第43集	辺路石南遺跡・ 五反地遺跡	南国市五反地他	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	藤方
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第44集	里改田遺跡 - 杉ノ本地区 -	南国市里改田	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	久家
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第45集	里改田遺跡 - 室ノ内・岩路地区 -	南国市里改田	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	江戸・武吉
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第46集	具同中山遺跡群 Ⅰ (中村宿毛道路)	中村市具同	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	松田・伊藤・山崎 筒井・久家
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第47集	奥谷南遺跡	南国市岡豊町小蓮	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	松村・山本(純)
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第48集	具同中山遺跡群 Ⅰ (中村宿毛道路Ⅵ)	中村市具同	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	筒井
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第49集	間城跡 (中村宿毛道路Ⅶ)	中村市間	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	筒井
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第50集	北高田遺跡	土佐市北高田	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	出原・池澤・久家
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第51集	八田奈路遺跡	伊野町八田	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	大野・江戸
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第52集	北地・アリノ木遺跡	土佐市北地	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	江戸

平成11年度 市町村発行報告書一覧表

シリーズ名	書名	所在地	発行者	編集・執筆者
高知市文化財 調査報告書第20集	介良遺跡	高知市介良	高知市教育委員会	田上・松田
本山町埋蔵文化財 発掘調査報告書第11集	松ノ木遺跡	本山町寺家	本山町教育委員会	前田
土佐山田町埋蔵文化財 発掘調査報告書第28集	加茂ハイタノクボ 遺跡	土佐山田町加茂	土佐山田町 教育委員会	川端
葉山村埋蔵文化財 発掘調査報告書第4集	姫野々土居跡	葉山村姫野々	葉山村教育委員会	松田・大崎・西森
香我美町埋蔵文化財 発掘調査報告書第9集	下分遠崎遺跡	香我美町下分	香我美町教育委員会	出原・岡本
大月町文化財報告書第3集	大月町文化財地図	-	大月町教育委員会	大月町 教育委員会

3. 普及啓発事業

埋文センターの普及啓発事業として、平成11年度は宿毛市と高知市で発掘調査成果を公開展示し、また調査員が小中学校に出向いて副読本及び出土資料等を用いた埋蔵文化財に関する授業を行うという「出前考古学教室」を新規事業として取り組みを行った。さらに、発掘調査における記者発表及び現地説明会の開催や、考古学講座や各種研修会等への講師としての調査員の派遣、収蔵遺物・発掘現場見学者等の受け入れなどを行った。

(1) 発掘調査の公開展示

平成11年4月24日～7月4日にかけて、宿毛市立宿毛歴史館において宿毛市と共催事業で、「最新土佐の発掘展」が開催され、延べ941人の入館者があった。また、同館において5月15日に開催された講演会（発表者・森田尚宏第二班長）には、78人の参加者があった。

平成11年9月15日～9月26日にかけては、高知県立美術館において「高知の遺跡速報展」が開催され延べ3,993人、一日平均363人の方々に平成8年から平成10年にかけての3年間の発掘調査等の成果を見学していただくことができた。

(2) 記者発表及び現地説明会・遺跡見学等

南国市里改田遺跡・土佐山田町林田遺跡・南国市田村遺跡群などで現地説明会が開催された。このうち平成12年2月20日に開催された田村遺跡群の現地説明会では、300人に達する見学者があった。また、収蔵遺物・発掘現場見学者の受け入れでは、長岡小学校・初月小学校・春野東小学校・高石小学校など20件、約600人の見学者があった。

(3) 講師等派遣

高知大学（24講座）・高知女子大学（14講座）の考古学講座への講師派遣、南国市の「郷土学講座」・高知県教育センター「郷土教育講座」・高知市中央公民館の高齢者教室「土佐百物語」、市町村の各種研修会・講演会などへの講師派遣を行った。



「高知の遺跡展」展示風景（高知県立美術館）

4. 研修事業他

全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会及び研修会への出席、同連絡協議会中・四国・九州ブロック会議、全国コンピューター等研究委員会（中・四国・九州ブロック地区委員会）、四国埋蔵文化財法人実務担当者会等への出席を行った。

埋文センターに新たに派遣された教職員を含めて、市町村の埋蔵文化財担当職員を対象に埋蔵文

化財発掘調査と整理作業についての研修を行った。また、平成11年度についても外部講師を招き、埋文センター職員研修を行った。

平成11年度 会議参加一覧表

No.	参加会議等	日時	参加者
1	第20回全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会(山形市)	平成11年6月9・10日	河崎所長
2	平成11年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会(滋賀県)	平成11年10月7・8日	島内次長・出原調査第3班長
3	平成11年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会中・四国・九州ブロック会議(愛媛県)	平成11年10月28・29日	島内次長・山本主任・前田主任調査員
4	全国コンピューター等研究委員会「中・四国・九州ブロック地区委員会」(北九州市)	平成11年9月9・10日	廣田調査第4班長
5	平成11年度四国埋蔵文化財法人実務担当者会(愛媛県東予市)	平成11年9月16・17日	松田調査第5係長・大原主幹

平成11年度 高知県埋蔵文化財センター職員研修

No.	研修内容	日時	講師	所属
1	弥生時代の集落論	平成11年7月26・27日	下條 信行	愛媛大学法文学部
2	21世紀の年代観づくりと生態系史解説に向けて	平成11年11月18・19日	辻 誠一郎	国立歴史民俗博物館

平成11年度 市町村埋蔵文化財担当職員研修日程表(埋蔵文化財一般研修課程)

項目 月日	研修項目		所属
	午前(概論・各論)	午後(各論・実習)	
4月12日(月)	文化財保護行政(文化財保護室)	測量実習(森田)	
4月13日(火)	調査の方法(廣田)	写実実習(曾我)	
4月14日(水)	整理作業の方法(廣田)	歴史見学(松田)	
4月15日(木)	旧石器概論(森田) 各論(松村)	石器実測(前田)	
4月16日(金)	縄文時代概論(前田) 各論(曾我)	縄文土器実測(前田)	
4月19日(月)	弥生時代概論(出原) 各論(坂本)	弥生土器実測(出原)	
4月20日(火)	古墳時代概論(山本) 各論(久家)	土師器実測(久家)	
4月21日(水)	古代概論(廣田) 各論(池沢)	須恵器実測(廣田)	
4月22日(木)	中世概論(松田) 各論(吉成)	陶磁器類実測(浜田・筒井)	
4月23日(金)	近世概論(松田) 各論(浜田)	報告書の作成と活用(廣田)	

平成11年度 発掘調査研修参加者一覧表

No.	市町村名	氏名	所属・職	住所
1	安芸市	門田 由紀	歴史館主幹	安芸市寿町55
2	本山町	田岡 昭一	中央公民館主事	本山町吉延691
3	鏡 村	弘瀬 友也	村教委主事	高知市蓮台358
4	春野町	横川大五郎	文化推進課臨時職員	春野町弘岡中1235 - 6
5	須崎市	寺田 誠	生涯学習課臨時職員	須崎市幸町91
6	葉山村	山崎 哲人	村教委主監	葉山村新土居25
7	大月町	西田 賢二	町教委社会教育係	大月町赤泊189
8	埋文センター	高橋 厚彦	専門調査員	須崎市西町1 - 1 - 22

5. 出前考古学教室 - 発掘現場の臨時感を教室に -

平成11年度の新規事業として、「出前考古学教室」が開催された。この事業は、埋文センターの普及啓蒙事業の一環として、調査員が学校に出向き、副読本「土の中からこんにちは」を用いて埋蔵文化財についての授業を行うとともに、出土資料等の実物に触れながら埋蔵文化財を直接体験してもらうもので、併せて土器や石器・写真パネル・発掘調査のビデオを用いた展示・解説、火おこしや石器づくり・貝殻や縄紐等の施文具を用いた粘土板への模様付けなどの体験コーナーも用意されている。

初年度は南国市教育委員会の後援のもと、南国市内の小・中学校を対象に実施され、平成11年5月10日の三和小学校での授業を皮切りに、5月10～12月20日の間に小学校8校・中学校2校の計10校で授業が行われた。

出前考古学教室は好調で、児童生徒の関心も高く、マスコミに報道されるとともに注目され、教育関係者からも好評を得た。出前の注文も多く、次年度からは小学校を対象に事業を県下一円に広げて、計画的に授業を行うことが企画されている。

出前考古学教室の事業概要

(1) 目的

社会の教科指導に当たっては、博物館や郷土資料館等を利用した具体的な学習が求められているが、日常の授業の中で、各種施設に出向いての授業は難しいことから、埋蔵文化財センターの調査員が学校に出向き、埋蔵文化財に関する授業を実施するほか、体験学習や所蔵資料の展示を実施することにより、文化財保護に対する普及啓発と地域の歴史等具体的な学習を推進する。

(2) 内容

授業の実施...小学校6年生，中学校2年生を対象

調査員が副読本「土の中からこんにちは」及び実物資料を用いて，クラス単位で授業を行う。

展示コーナー...全学年を対象

土器や石器・写真パネル・発掘調査のビデオなどを学校に持ち込み移動展示，解説を行う。

体験コーナー...全学年を対象

火起こし，石器作成，縄文付け体験 等

(3) 事業成果

児童・生徒・教職員・父兄・地域住民に大変好評で，次年度もぜひ出前を注文したいとの声。

児童・生徒からは，社会の授業で学習した事を，実物を見て・触れることができ，良くわかった，また，体験学習は楽しかったとの感想。

教員からは，本物がもつ教育力に関心するとともに，教員自身も勉強になったとの感想。

(平成11年度「出前考古学教室」事業実績から抜粋)

出前考古学教室授業風景



体験学習授業風景

粘土をこねて



(日章小学校)

火起しに挑戦



土器をわかって



(日章小学校)

(北陵中学校)

今までの調査では前期初頭の集落や北へ移動し続く集落の環濠が確認されていた。一つはC・E区を流れる内濠で、幅約2m、深さ1.5mを測り、断面はU字形を呈する。今回調査したC5区は内濠の内側に当る字名「西見当」に位置し、前期の土坑やピットが多く検出された。二つ目の環濠はE2・6区を流れる外濠であるが、今回の調査でC5区から続いていることが判明した。断面V字形の溝の上面は削平されていたが幅1m、深さ1mが確認され、多くの弥生土器と共に土錘が38個まとまって出土している。またB4区では内濠・外濠2重の環濠の外側に、ほぼ同じラインで流れる前期の環濠と考えられる溝を検出した。この溝も削平を受けており、幅80cm、深さ70cmが残存していた。東はB1区から続く流路に繋がり、西は中期から後期の溝に切られているため確認長は短い、V字形の断面や出土遺物などから、三重目の環濠の一部である可能性が高い。この溝の出土遺物は二つの環濠と若干の時期差があると考えられ、集落の構造を知る上で貴重な発見になった。

弥生時代中期から後期の住居跡は多く検出されており、中でもD1区では集中して確認され、土坑・溝などの重複も多く、最も密度の高い範囲である。B4区の住居跡は9棟検出されており、その内の1棟からガラス製勾玉が出土している。また、I2区では5個体の壺が残されている中期後半の焼失住居や上面ではあるが人工的に投げ込まれた多量の石が確認された住居跡などが検出され、特徴的な竪穴住居跡の良好な資料となった。さらに調査の最終段階ではI2区の北壁において銅矛が出土しており、集落内における銅矛埋納の重要な資料を得ることができた。また、D1区では土坑から人面動物形土製品が出土している。背が丸い人面動物形土製品は長さ約6cmで、4つ足が欠けた状態で出土しており、祭祀に関連する遺物と考えられる。

中世の遺構としては、A4区で細川氏（室町時代の土佐国守護代）の居館とされる田村城館の南限を区画する外堀の延長を確認した。A4区は調査面積が狭く南側は攪乱を受けているため、東西に延びる外堀の全容は把握できなかったが、城内側の肩部が検出された。検出長は東西13mで、深さ1.2m以上、幅は半分以上調査区外であるが、前回の調査と同様6m前後と想定される。また、A3・4区では現況道路を挟んで両側に石列のある溝状遺構を検出した。後世の削平のため残りは良くなかったが外堀と同時期の遺物が出土していることから、城館内の通路状遺構とも考えられる。

近世以降の遺構は50基以上に及ぶ近世墓がB・F区の西側に集中して検出された。B4区は長方形の寝棺が大多数を占め、F5区では寝棺の他、円形の座棺も数基混ざって存在していた。ほとんどの墓が土葬のため、六道銭（銅・鉄銭）を伴った副葬品が陶磁器や煙管等とセットで出土していることから時期判定はもちろん当時の葬送儀礼を復元する上で貴重な資料ができた。また、B4区では戦争中に掘られた防空壕が検出され、大規模な土坑の床面には丸太の枠組みが基礎として残されていた。出土遺物は少なかったが土坑の規模や枠組みの様子は当時の防空壕を知る重要な資料である。



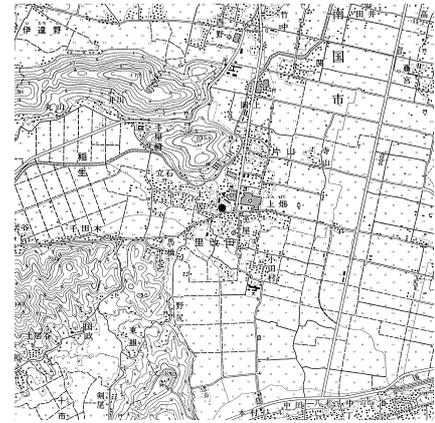
D1区 人面動物形土製品



I2区 銅矛出土状況

里改田遺跡 - 岩路地区 - (99 - 23NS)

1. 所在地 南国市里改田土居
2. 立地 物部川西岸の沖積地
3. 時代 弥生時代～近世
4. 調査期間 平成11年5月6日～平成11年8月12日
5. 調査面積 684m²
6. 担当者 松田直則, 小嶋博満, 江戸秀輝, 武吉眞裕
7. 調査内容 今回の調査は県道土居 - 五台山線改良工事に伴う発掘調査である。里改田遺跡の発掘調査は平成9年度の試掘調査に始まり, 平成10年度の室ノ内地区の本調査に引き続いて実施された。平成10年度の調査まででは, 弥生時代前期から近世までの遺物の出土と、弥生から古墳時代初頭と考えられる竪穴住居跡や, 古代と考えられる掘立柱建物跡や, 中近世の土坑等の遺構を検出した。平成11年度の調査でもこれまでとほぼ同様の成果が得られた。



遺物は弥生時代前期から古墳時代初頭の土器を主として, 石器, 須恵器, 近世陶磁器, 近世の瓦, や土師器, 瓦器, 瓦質土器, 白磁, 青磁等が出土した。

弥生時代の遺構は, 調査区の全域で確認された。後期のものと考えられる竪穴住居跡を3棟と多数の柱穴と土坑を検出した。これらの遺構の埋土には多量の弥生土器が含まれていたが, 中期から後期の土器が含まれていた。また, 別に1棟の竪穴住居跡を検出したが, この住居跡については, 弥生時代終末から古墳時代初頭の時期のものと考えられる遺物の埋土への包含状態であった。弥生時代から古墳時代の遺物については, 木葉文を施文した壺の破片や東阿波型土器もみられたが大部分は弥生時代中期から後期の土器であった。

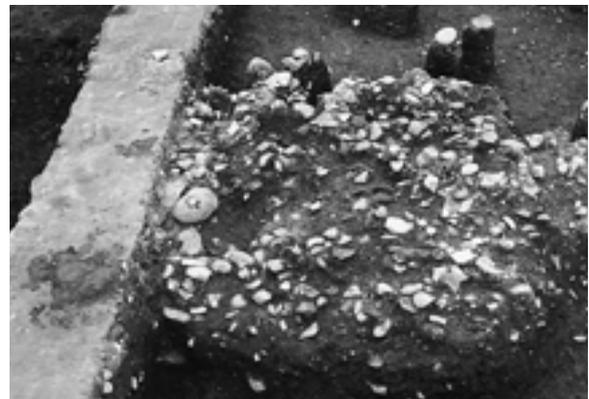
古代の遺物, 遺構については, 掘立柱建物跡の柱穴と考えられる1辺が1m以上の方形の遺構を検出した。同様の遺構は室ノ内地区でも確認されていたが遺構内出土の須恵器では時代特定が難しかったのだが, 今回の調査で出土した須恵器から8世紀後半から9世紀という時期を特定することができた。調査区の近隣には当時の役所関連を意味する小字が存在し, 岩路, 室ノ内の両地区で確認した掘立柱建物跡も, 何らかの役所に関連する建物であった可能性も考えられる。

中世については, 溝状遺構, 柱穴等が確認されている。遺物は, 若干の土師質土器, 白磁, 青磁等が出土している。近世以降については井戸跡と, 瓦, 陶磁器を廃棄するためのものと思われる掘り込みが検出された。

出土遺物の大部分を占めている弥生土器の時期は中期と後期がほぼ同じ割合だが, 遺構としては, 中期の遺構と考えられるものは検出されなかったことから, 今回の調査区の周辺に弥生時代中期の遺構が存在し, ある程度の規模の集落を形成していたのではないだろうか。



竪穴住居跡 等

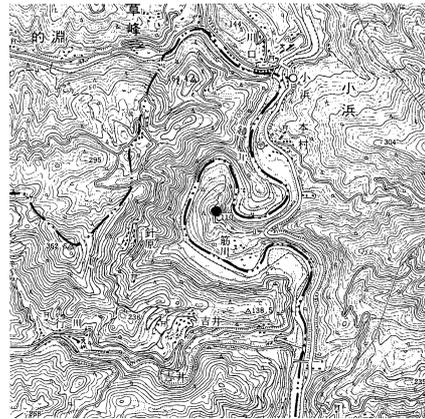


竪穴住居跡内遺物出土状況

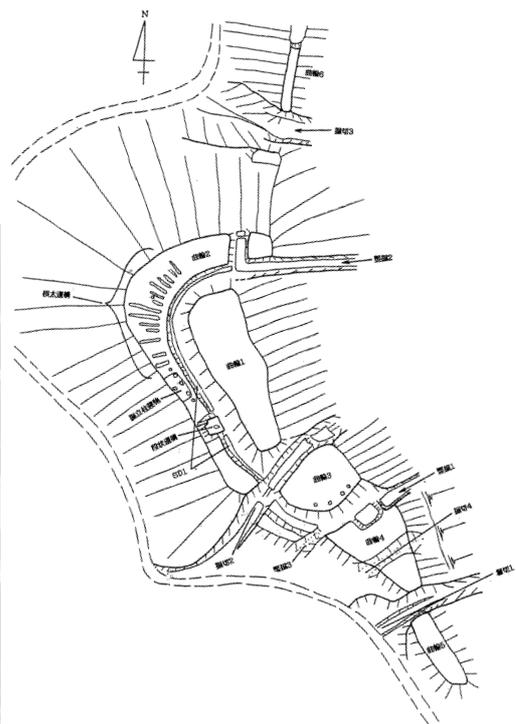
小浜城跡 (99 - 8KH)

1. 所在地 土佐郡鏡村小浜字城ノ平
2. 立地 河川沿いの尾根上
3. 時代 戦国時代
4. 調査期間 平成11年8月9日～平成12年3月31日
5. 調査面積 8,000m²
6. 担当者 弘瀬友也, 今城忠徳, 池澤俊幸
7. 調査内容 小浜城は3つの曲輪と2条の堀切が以前から知られており, 県教育委員会の分布調査では土器片1片も採取されていた。平成11年1月, 運動公園の建設計画に伴い試掘調査を実施した結果, 上記の遺構と新たに堀を確認した。また3カ所の試掘坑から土師質土器が出土し, 本城跡が戦国時代の城跡であることが明らかとなった。よって本年度は, 城跡全域を対象に本調査を行うこととなった。

調査の結果, 堀切4条, 竪堀2条, 大溝1条, 柵列1条, 根太遺構, 段状遺構, 掘立柱建物1棟が検出され, 切り岸を多用した土造りの城であることが判明した。斜面はほぼ全面を整形しており, その比高差は約37m以上を確認した部分もある。大溝は幅, 深さとも1m弱を測り, 詰の裾をとり巻く横堀状の遺構で, 底のレベル推移からみて排水機能を兼ねていると考えられる。曲輪2の南西部で検出した根太遺構は, 幅20～45cm, 深さ8～26cmを測る14条の溝状遺構群である。遺物は土師質土器鍋2点, 瓦質土器羽釜1点, 土師質土器杯皿約400点, 「つぶて」250点が出土している。土師質土器やつぶては曲輪2に集中していた。陶磁器が全く出土していないことと虎口, 連続堀切, 畝状竪堀群, 詰での遺構が検出されなかった事を考えあわせると, 城の機能した時期は長宗我部期以前の15世紀後半を中心とした時期が想定できる。しかし曲輪や堀の規則的な配置や, 一目で詰がわかる求心的かつ実戦的な縄張り構成は, 近隣に所在する土豪クラスのものと同様の城跡とは一線を画している。このような特徴から, 本城跡を築いた勢力として土豪クラスを上回る勢力を考えるならば本山氏などが浮上しようが, 多角的な検討が必要である。なお, 本城跡は鏡川や高知平野との連絡路を押さえる位置にあることも重要な要素となろう。

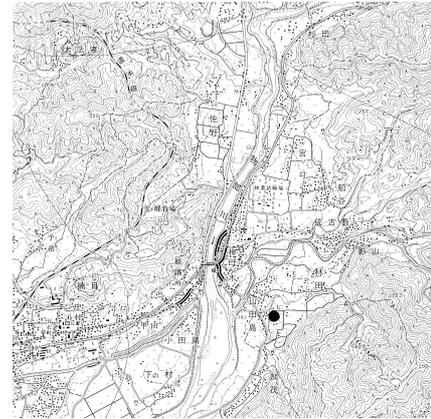


小浜城跡全景



林田遺跡 (99 - 15YH)

1. 所在地 香美郡土佐山田町林田カリヤ207他
2. 立地 物部川河岸段丘
3. 時代 弥生時代～中世
4. 調査期間 平成11年9月7日～11月23日
5. 調査面積 2,000m²
6. 担当者 出原恵三, 小嶋博満
7. 調査内容 県道宮ノ口～深淵線道路改築に伴う緊急発掘調査である。今回は北と南の2つの地点で調査を行いました。北側を 区 (1,200m²), 南側を 区 (800m²) と呼んでいます。



区は、旧耕作土や圃場整備で盛られた客土が厚く堆積しており、遺構検出面までの深さは50～80cm程あり、旧地形が東から西に向かって傾斜していることが分かりました。ここからは、弥生時代後期末の竪穴住居6棟、古墳時代初頭の竪穴住居。棟と土坑4基及び多数の柱穴が検出されました。竪穴住居は、直径9mを測る大型の棟(ST4)と、中・小型の5棟が検出されました。大型住居の床面中央部には火を受けた人頭大の円礫の集石が認められました。これは住居の廃業に伴う祭祀的行為だと考えられます。さらに大型住居からは鉄鏝が出土しています。1区は、1983年に竪穴住居が出ている調査区の西側に位置する所から一連の住居址群として捉えることが可能で、林田遺跡の中心部分だと考えられます。

区は、区と比べると堆積は浅いですが、やはり西に向かって深くなっています。ここからは弥生時代や中世の柱穴と共に15世紀代の大溝の一部を検出することが出来ました。大溝の確認延長は25m、幅2m以上、深さ70cm前後を測ります。溝の中からは、青磁、備前焼、土師器などが出土しました。この規模から考えて中世戦国期の屋敷を囲む溝であったことが考えられます。

林田遺跡は、前回の調査と合わせて計12棟の竪穴住居が確認されました。これらの住居は全て弥生時代後期末から古墳時代に属するものですが、住居群として見た場合、大型住居1棟に中小型住居が4～5棟の割合で存在しているという特徴を見出すことができます。



遺物出土状況(鉄鏝)



県下最大級の竪穴住居跡

林口遺跡 (99 - 6TH)

1. 所在地 土佐市高岡町林口
2. 立地 沖積平野
3. 時代 中世～近代
4. 調査期間 平成11年5月9日～平成11年12月27日
5. 調査面積 5,013m²
6. 担当者 廣田佳久, 高橋厚彦, 伊藤強, 畠中宏一, 田中涼子, 下村 裕
7. 調査内容 林口遺跡は平成7年度の土佐市バイパス建設工事に伴う試掘確認調査で明らかとなった遺跡である。今回の調査は平成8年・10年に続く3回目の調査となる。



今年度発掘調査が行われたのは土佐市バイパスから四国横断自動車道（伊野～須崎間）の土佐市インターチェンジに繋がる連絡道の部分である。今回の調査の中心となるのは中世で、各調査区から溝跡、柱跡、土坑などの遺構が検出された。なかでも注目されるのは林口城跡の東側で見つかった土橋と堀状の溝で、林口城の山裾部分に掘られていた堀状の溝に城に入るための土橋が設置されていたと考えられる。また、この土橋から林口城に上がる斜面には階段状遺構や、斜面部の地山を直接掘込んだ柱穴が検出されており、柱穴は敵の侵入を防ぐための柵列であったものとみられる。土橋と堀状の溝・斜面部の柱跡が見つかったことは、当時の城というものを考える上で大変貴重な発見になると考えられる。

また遺物では、高知県内初の扇が出土している。この扇は木片を含む多湿の粘土を埋土とする溝跡から出土しており、扇の骨にあたる部分が4枚繋がった状態で出土し、少し離れた場所から同一の扇のものとみられる骨が2枚、計6枚出土した。いずれの扇の骨にも上部には「格狭間」と呼ばれる彫透かしをいれており、非常に凝った造りをしている。この扇は蝙蝠（かわほり）扇または夏扇と呼ばれるもので、12世紀後半～13世紀のものとみられる。蝙蝠（かわほり）扇の名前の由来はその形が蝙蝠の翼に似ていることからきたものではなく、紙貼（かみはり）が訛ってこの呼び名になったものと考えられる。この様な扇は、当時の若い公家・女房や武士が持っていたもので、当時林口遺跡周辺に住んでいた武家階級の人物が所有していたとみられる。

その他遺構、遺物とも多数見つかり、当時の林口遺跡を考えていく上で、非常に重要な資料を得ることができた。前年度分までの発掘調査の成果と今年度の成果を合わせることによって、この林口遺跡がより鮮明に見えてくることになると考えられる。

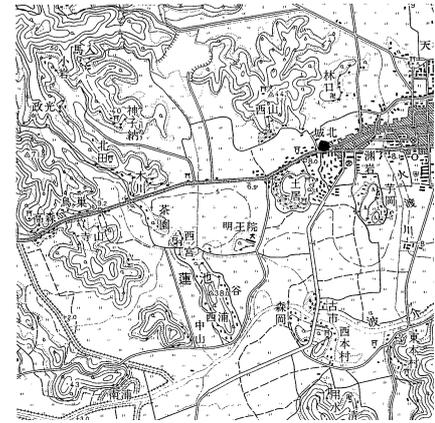
（下村）



林口遺跡遺構完掘状態

蓮池城跡北面遺跡 (99 - 5HK)

1. 所在地 土佐市真幸町
2. 立地 沖積平野
3. 時代 中世～近代
4. 調査期間 平成11年5月6日～6月8日,
10月4日～10月18日
5. 調査面積 1,091m²
6. 担当者 廣田佳久, 高橋厚彦, 伊藤強, 田中涼子,
下村裕
7. 調査内容 本遺跡は平成10年度の試掘調査で遺構, 遺物が確認され, 平成11年度に本発掘調査が実施された。



本調査区は土佐市バイパスと国道56号線の接続部分で, 現況は宅地であり地表下は攪乱が著しく, 遺物・遺構は少なかったものの中世の溝跡などを検出した。そのなかでも3区では, 畝状遺構が検出されている。この調査区の地勢は西側に向けて傾斜しており, 西側の遺構検出面は粘土化が著しく, 遺構がまったく検出されておらず, 低湿地を呈していたと考えられるが, 調査区東側の微高地で畝状遺構が検出された。この畝状遺構は幅50～60cmで数条が平行に走ったもので, 中世の畑作に関連する遺構とみられる。



蓮池城跡北面遺跡遺構完掘状態

具同中山遺跡群 (99 - 11GN)

1. 所在地 中村市具同
2. 立地 中筋川砂岩の沖積地
3. 時代 弥生時代・古墳時代・古代
4. 調査期間 平成11年5月20日～平成12年2月16日
5. 調査面積 4,470m²
6. 担当者 廣田佳久, 小島恵子, 畠中宏一, 久家隆芳, 田中涼子

7. 調査内容 具同中山遺跡群は四万十川の支流である中筋川左岸の自然堤防上に立地する遺跡で、これまでの調査に

よって縄文時代から近世に至る複合大遺跡群であることがわかってきている。中でも、古墳時代の川辺で行われた祭祀跡は注目されている。

今回の調査区は中筋川左岸に形成された自然堤防の緩斜面にあたり、標高の高い東側で遺物が多く、標高の低い西側では僅かに出土するのみで土層の堆積から当時沼であった可能性も考えられる。祭祀跡の立地等を考える上でも、今回の調査区は重要な意味をもっていると言える。

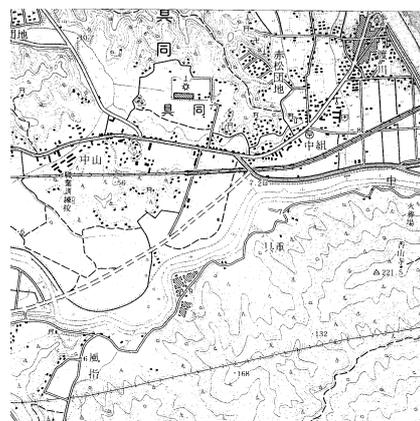
今回の調査では弥生時代、古墳時代、古代の三時期の遺物が出土した。いずれの時代も1箇所にと土器がまとまって出土している。古墳時代の祭祀跡からは手づくね土器、土製の孔円板、滑石製の勾玉や白玉など祭祀で使われたとみられる遺物が出土している。また、これまで古墳時代の明確な掘方をもった遺構は確認されていなかったが、今回の調査では柱根が残った状態で柱跡が3個並んで検出された。調査区外に続くと見られ、全容は解明できなかったが、祭祀跡の一画で検出されたということは、祭祀に関連する掘立柱建物であった可能性が考えられ、貴重な資料となった。

古墳時代の祭祀跡はこれまでの調査でも多く確認されているが、弥生時代や古代の土器が古墳時代の祭祀跡のように1箇所にとまとまって出土することは少ない。時間的な隔りがあるものの、三時期にわたって同じ場所で祭祀を行っていたということは非常に興味深い。

そして今回の調査の成果として丸竈の出土が挙げられる。巡方は具同中山遺跡群でもこれまでの調査で出土しているが、丸竈は今回が初めての出土で、県内では2例目となる。また、丸竈が出土したということは、古代の役人等が祭祀に関与した可能性が高く、周辺に役所跡があったものと考えられ、今後の調査が期待される。

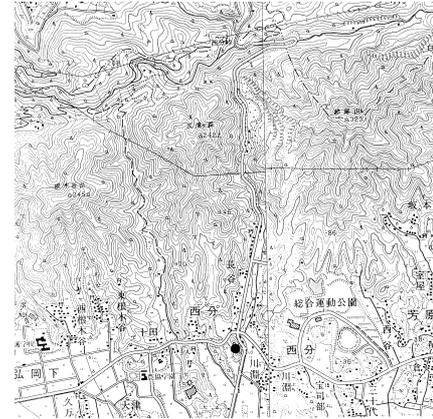


具同中山遺跡群調査区完掘状態



木塚城跡 (99 - 9K C)

1. 所在地 吾川郡春野町西分城山
2. 立地 丘陵
3. 時代 弥生時代中期・古代・中世
4. 調査期間 平成11年3月25日～12年6月30日
5. 調査面積 約11,000m²
6. 担当者 松田直則，徳平晶
7. 調査内容 木塚城跡は春野町のほぼ中央部に位置する比高差約29mの丘陵に築かれた，東西約100m，南北約200mの山城である。北は山系が連なり，南には平地が広がる。東西はかつて湿田の谷であったと考えられ，東を流れる長谷川とともに天然の堀の役目を果たしていたと思われる。昭和62年度に県道拡張工事に伴い，城跡の東側および北側斜面部の調査が実施されたが，今回の調査は温浴施設建設に伴う記録保存のための緊急発掘調査である。



木塚城跡は春野町のほぼ中央部に位置する比高差約29mの丘陵に築かれた，東西約100m，南北約200mの山城である。北は山系が連なり，南には平地が広がる。東西はかつて湿田の谷であったと考えられ，東を流れる長谷川とともに天然の堀の役目を果たしていたと思われる。昭和62年度に県道拡張工事に伴い，城跡の東側および北側斜面部の調査が実施されたが，今回の調査は温浴施設建設に伴う記録保存のための緊急発掘調査である。

城跡は，南北両嶺の頂部の曲輪とそれをつなぐ陸橋状の曲輪を中心とする。両嶺とも腰曲輪をもっているが，南嶺は螺旋状に一周し，北嶺は南側および東側のみにある。調査の結果，いずれの曲輪からも建物跡と思われる柱穴群は検出されなかった。

木塚城跡の特徴としては，まず切岸を多用していることがあげられる。堀切や豎堀がないわけではないが，後の段階から比べると小規模なものであり，防御の主体はあくまで切岸といえる。堀切は3条検出されており，中央部や端部を畝状に掘り残したのものもある。

また，いずれの堀切も南北両嶺にある腰曲輪の下から検出され，地形に対して垂直に掘られているため，防御以外にも南北両嶺を区画する意識もあると考えられる。豎堀は5条検出され，ほとんどが山裾まで掘りきらない小規模なものである。また，堀切を斜面部まで延長したもののだけでなく，先述の堀切のように区画の意識も感じられるものや，単独で平坦部を遮断するもの，腰曲輪のすぐ横に掘られ，切岸をさらに強化したものも検出された。それ以外の遺構としては，斜面にできた狭い平坦部に沿ってつくられた防御用の塹壕状遺構や，性格不明の溝状遺構などがあり，山裾部からは柵列と思われるピット群も検出された。

出土遺物は，土師質土器・瓦質土器・備前・常滑・瀬戸・東播系須恵器・貿易陶磁などの土器・陶磁器類をはじめ，石鍋・硯などの石製品，鉄鍋などの鉄製品，古銭，山の西側の平地部より出土した下駄・曲物などの木製品等があり，器形も多様である。出土傾向としては，南北両嶺の頂部からは全く出土せず，その下の腰曲輪や両嶺の間の山裾部に集中している。また腰曲輪や豎堀からは，武器として使用される「つぶて」が集中的に出土していることも注目される。これらの遺物の編年より木塚城跡の構築および使用時期を想定すると，14世紀前半から15世紀前半と考えられる。15世紀中頃以降の遺物は出土していないことから，それ以降は廃城になっており，100年間前後という限られた期間のみ城として機能していたといえる。

城跡の中腹では，中世の地層の下から弥生時代中期に形成されたと思われる弧状の平場や，周囲に溝を伴った方形の平場が検出された。弥生時代の遺物としては弥生土器の他，石錘や石包丁などが出土している。

城跡の北には柏尾山城跡が，東には芳原城跡がそれぞれ木塚城跡を中心とする半径約2 kmの圏内に所在する。今回の木塚城跡の調査や，これまでの芳原城跡の調査成果などから，木塚城跡と柏尾山城跡は同時期に機能し，木塚城跡が城として機能しなくなる時期と前後して芳原城跡が機能しはじめていると考えられる。これら3城跡の関係を検討していくことが必要になってくる。また城跡の南約1 kmには，西分増井遺跡群など縄文・弥生時代からの集落が中世においても所在すると考えられ，この集落と木塚城跡との関連も今後の課題といえよう。

今回の調査における成果としては、まず14世紀前半という、いわゆる南北朝期において軍事目的で低い山に城を築くことがあるということが確認されたことである。また、遺構による遺物の年代差があまりないことから、後世における城の改修はなく、築城当時の姿がそのまま残っていると考えられ、同時期の山城の様子が明らかにしたものとなるであろう。そうなれば、検出された堀切・豎堀も山城における初現期のものとなる。今回の調査成果は、今後山城や山城における堀切・豎堀の発展を研究していくうえで、非常に貴重な資料となることと思われる。

今回の調査における問題点としては、まず建物跡と思われる柱穴群が検出されなかったことと多様な出土遺物との関係をどう考えるかということであろう。特に調理具など生活遺物の多さはどうとらえるべきであろうか。また、虎口や各曲輪への入口が確認されなかったため、曲輪間の連絡方法についても考えていかなければならない。それから、南北朝期に軍事目的で築かれた城は南北朝の戦乱終了後には廃城になっているが、木塚城跡についてはその後も城として機能しているので、戦乱終了後の城の利用方法も今後の問題となってくるであろう。

最後に、これまでに春野町で調査された城跡は、木塚城跡以外には芳原城跡と吉良城跡があり、調査の結果、機能した時期や城全体の構築プランもそれぞれ異なっていることがわかっている。そこで、木塚城跡から芳原城跡を経て吉良城跡へといたる城の変遷を調べることによって、春野における城郭の発展の仕方が解明できると思われる。



木塚城跡で検出された豎堀



木塚城跡遠景

条例・規則・規程等

1. 高知県条例・規則

(1) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(平成3年3月20日条例第3号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 埋蔵文化財を発掘し、保存し、及び公開することにより、埋蔵文化財に対する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

(管理の委託)

第2条 教育委員会は、センターの管理に関する業務を財団法人高知県文化財団に委託することができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、教育委員会規程で定める。

附則

この条例は、平成3年4月11日から施行する。

(2) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成3年3月26日教育委員会規則第5号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第3号)第3条の規定に基づき、高知県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの利用)

第2条 センターを利用しようとする者(第4条において「利用者」という。)は、センターに保存されている埋蔵文化財及び保管されている埋蔵文化財に関する資料(第4条において「埋蔵文化財等」という。)の観覧、閲覧、撮影又は模写等を行うことができる。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(遵守事項)

第4条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 センターの施設、設備若しくは埋蔵文化財等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 2 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(休所日)

第5条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 1月2日から1月4日まで及び12月28日から31日まで

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成4年7月18日から施行する。

2. 財団法人高知県文化財団規程

(1) 財団法人高知県文化財団組織規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人高知県文化財団(以下「財団」という。)の組織に関し必要な事項を定め、財団事務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局に、右の表に掲げる機関を置き、その内部組織として課を置く。

3 理事長は、必要があると認めるときは、課に班または係を置くことができる。

機 関	課 名
総 務 部	総 務 課
	企 画 課
美 術 館	事 業 課
	学 芸 課
歴 史 民 俗 資 料 館	事 業 課
	学 芸 課
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	総 務 課
	調 査 課
坂 本 龍 馬 記 念 館	
県 民 文 化 ホ ー ル	総 務 課
	業 務 課
文 学 館	事 業 課
	学 芸 課

第2章 職制

(職員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。

(1) 事務職員 上司の命を受け事務をつかさどる。

(2) 嘱託員 上司の命を受け特定の事務に従事する。ただし、次条第1項に掲げる職を命ぜられたときは、同項の規定による。

2 特に理事長が必要と認めるときは、臨時的任用職員及び非常勤職員を置くことができる。

3 前項の臨時的任用職員および非常勤職員の任用の取扱いについては、別に理事長が定めるもののほか、高知県の取扱いの例による。

(等級・職と職務)

第4条 事務局に、次の表に掲げる等級・職をおき、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の職務の覧に掲げる職務に従事する。

2 美術館の自主事業の企画及び実施に関する高度の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するため、美術館にアートコーディネーターを置く。

第3章 事務分掌

(総務部の事務分掌)

第5条 総務部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会に関すること。
- (2) 寄付行為その他規定の制定及び改廃に関すること。
- (3) 財団の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 財団の事業の総合調整に関すること。
- (5) 財団の予算及び決算に関すること。

等級	職	職務
1	参 与	特に高度な芸術文化に関する専門事項について総括的に指導助言する。
	部 長	部の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	館（所）長	館（所）の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
2	副 館 長 次 長	館（所）長の事務を補佐し，所属職員を指揮監督する。
	課 長	課の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
3	課 長	課の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	班 長	班の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	企画主幹	企画に関する専門的事務に従事する。
	主 任 学芸専門員 専門調査員	高度な事務又は専門的な事務に従事する。
4	係 長	係の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	主 幹 主任学芸員 主任調査員	特定の事務又は専門的な事務に従事する。
	主 査 学 芸 員 調 査 員	知識，経験を必要とする事務又は専門的な事務に従事する。
6 7	主 事 学 芸 員 調 査 員	事務又は専門的な事務に従事する。

- (6) 文書及び公印に関すること。
- (7) 職員の人事，服務，給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 財産の取得，管理及び処分に関すること。
- (9) 契約の締結に関すること。
- (10) 業務の受託及び委託に関すること。
- (11) 関係官公署との連絡調整に関すること。
- (12) 財団自主事業の企画・実施に関すること。
- (13) 文化情報の収集，提供に関すること。
- (14) 芸術文化の国際交流の推進に関すること。
- (15) 芸術文化の振興に関すること。
- (16) その他，他の館（所）の主管に属しないこと。

2 総務課及び企画課の分掌事務は，部長が定める。

（美術館の分掌事務）

第6条 美術館の分掌事務は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立美術館の管理運営に関すること。

- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 美術の調査研究に関すること。
- (6) 美術の普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

(歴史民俗資料館の分掌事務)

第7条 歴史民族資料館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立歴史民俗資料館の管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 歴史、考古、民俗の分野の調査研究に関すること。
- (6) 普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

(埋蔵文化財センターの分掌事務)

第8条 埋蔵文化財センターの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立埋蔵文化財センターの管理運営に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の発掘事業に関すること。
- (3) 所の予算及び決算に関すること。
- (4) 所の文書及び公印に関すること。
- (5) 所の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の整理保存に関すること。

2 総務課及び調査課の分掌事務は、所長が定める。

(坂本龍馬記念館の分掌事務)

第9条 坂本龍馬記念館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立坂本龍馬記念館の管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

(県民文化ホールの分掌事務)

第10条 県民文化ホールの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立県民文化ホールの管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

2 総務課及び業務課の分掌事務は、館長が定める。

(文学館の分掌事務)

第11条 文学館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立文学館の管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職印野服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 文学資料等の調査研究に関すること。
- (6) 普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、財団の組織について必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 財団法人高知県文化財団組織規程(平成2年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年9月6日から施行する。

附則

この規程は、平成3年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(2) 財団法人高知県文化財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人高知県文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知市高須353番地2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、芸術文化の振興及び文化財産等の調査研究，収集，保存，活用等を図り，もって県民の教育，学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽，演劇，美術その他の芸術文化事業
- (2) 委託を受けた芸術文化施設の管理運営
- (3) 埋蔵文化財の調査研究，整理保存，展示等の事業
- (4) 教育，学術及び文化の国際交流事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附行為
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ高知県教育委員会の承諾を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事長の議決を得て定期とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は年度終了後2月以内にその年度末の財産目録と共に監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基金)

第12条 この法人に、県民の自主的な芸術活動その他県民文化の振興に資する事業に対する援助及び顕彰等を目的として、県民文化振興基金(以下「基金」という。)を設けることができる。

2 基金の設置及び管理、処分その他基金に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第3章 役員及び職員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 6人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2人以内

2 理事長は、高知県知事の推薦する者をもって充てる。

3 理事及び監事は、理事長が選任する。

4 副理事長及び専務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから理事長が選任する。

5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59号の職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任をさせることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3

以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の規程により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知すると共に、当該役員に、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬)

第17条 役員は、理事会で定めるところにより、有給とすることができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委託する。
- 3 顧問は、この法人の運営に係る事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

(職員)

第19条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、総務部長その他必要な職員を置く。
- 3 総務部長その他の職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) その他この法人の運営に係る重要事項に関すること。

(召集)

第22条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示してあらかじめ書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この

場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県教育委員会の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、高知県教育委員会の許可を得て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公共的団体に寄附するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、高知県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び終始予算は、第10条及び第21条の規定に関わらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員については、第13条の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。